

令和2年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

令和2年6月4日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副町長	乾 善亮
教育長	山本 雅章	総務部長	面卷 昭男
総務課長	仲村 佳真	まちづくり政策課長	本庄 徳光
税務課長	福田 善行	住民生活部長	加藤 恵三
福祉子ども課長	中尾 歩美	国保医療課長	安藤 晴康
健康対策課長	北 典子	環境対策課長	東浦 寿也
住民課長	関口 修	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	会計管理者	黒崎 益範
教育次長	栗本 公生	教委総務課長	松岡 洋右
教委総務課参事	岡村 智生		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 4番 小城議員

1. 幼・小・中学校の体験学習等の手法について

- (1) コロナ禍で昨年度まで行っていた体験学習の開催が難しいと考えます。今後の感染症対策を行った開催等を町はどのようにお考えでしょうか。

2. 観光の今後について

- (1) 当面の間、観光客の減少が止まらないと考えます。この機会にできることなど町としてのお考えをお聞きします。

3. 避難所が開設された場合の感染症対策について

- (1) 6月, 7月, 8月と風水害による避難所開設等が予測されます。このタイミングでの避難所開設に伴うリスクの軽減方法をまたガイドライン等、町としての感染症対策方法をお伺いします。

4. コロナ感染者が出た際の個人情報の取り扱いについて

- (1) 感染者が確認された際、町として把握する情報と公表する情報について。また、公表の方法について。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害にあった方の対応方法について。

〔2〕 12番 木澤議員

1. 新型コロナウイルス対策について

- (1) この間、新型コロナウイルスにより町内でどのような被害・影響が出ており、支援制度等の申請・利用状況も含め、町が把握している現在の状況と、この間の教訓について町の見解を問う。
- (2) 新型コロナウイルスに対する今後の被害状況の把握とそれに対する支援策について町はどのように考えているのか。また、この間町が行ってきた対策として、水道料金については一定、減免が実施されるが、その他の公租公課（町税、国保税、町営住宅の家賃等）についても納付猶予だけでなく減免を実施していく必要があると考えるが、町の見解は。

2. 事業系ごみの処理について

- (1) 4月から事業系ごみ運搬業者の登録制度がスタートしたが、それに伴い町内の事業所でごみ処理の方法について混乱が起こり、町に対する不満の声が出ているが、町はそうした状況を把握しているのか。
- (2) 事業系ごみの処理のあり方について。
- (3) 町として今後、町内事業者に対してどのような姿勢で対応にあたらうと考えているのか。

〔3〕 11番 濱議員

1. 感染症対策必要時の災害避難所の対応について

- (1) 新型コロナウイルスの感染防止対策の取り組みについて大きく問題視されている「災害避難所の運営」があります。町の見解と計画を問います。
 - ①国・県などの指針はいかがですか。
 - ②すでに取り組んでいる市町村の現状と斑鳩町の具体的な対応策の計画と進展はいかがですか。

〔4〕 1番 溝部議員

1. 子育て世帯生活支援給付金について

- (1) 子育て世帯生活支援給付金の支給対象から特例給付（一定の所得がある世帯約124世帯）は対象外となっています。しかし、コロナの影響で令和2年度は収入が減少している世帯もあるのではないのでしょうか。緊急事態においては国の方針とは別に格差のない給付を行い、斑鳩町の宝、子どもたちの生活を支援してはいかがでしょうか。

2. 避難時におけるコロナ対策について

- (1) 南海トラフ地震や台風などの自然災害が発生した場合に備え、避難所における新型コロナウイルス感染予防策、公民館等の部屋・区画割りの整備についてお伺いいたします。

3. マイナンバーカードの普及について

- (1) 国は2023年3月末にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するという目標を掲げ、各自治体に交付円滑化計画の策定を促していますが、斑鳩町の状況についてお伺いいたします。
- (2) マイナンバーカード普及に向けた斑鳩町の取り組みについてお伺いいた

します。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

今回の一般質問については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会議時間の短縮と職員の負担軽減にご配慮いただきたいという思いを議員各位にお伝えしていることを、まずご報告申し上げます。

それでは、あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、4番、小城議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問を行わせていただきます。まず、1つめの質問といたしまして、幼稚園・小学校・中学校の体験学習の手法についてでございます。

学校が6月1日より段階的にスタートしました。通常授業の遅れを取り戻さないといけないことなど、今やることはたくさんあります。また、3密の観点から、運動会や課外授業、修学旅行、文化事業、斑鳩町では外部の協力で能楽や雅楽、茶道といった授業も行われています。現時点の状態では、開催が非常に危ぶまれます。しかし、こうした体験学習と言われるものは非常に重要です。子どもたちにとって後の財産となることは間違いありません。コロナ禍が長期化することで体験学習、斑鳩町だからこそできる教育の開催が難しいと考えます。感染症対策を行った開催等、斑鳩町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（坂口徹君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） おはようございます。新型コロナウイルスによる社会的影響がある中での学校・幼稚園における体験学習開催の考え方についてのご質問でございます。質問者もご承知をいただいておりますように、昨年度末そして今年度初めから新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町立学校・幼稚園の臨時休業を実施をしてまいりました。この間、各ご家庭におかれましては大変ご苦勞やご不便をおかけしたところでございます。しかし、ようやく斑鳩町におきましては6月1日から学校を段階的に再開することができ、6月15日からは一斉登校による本格的な再開をすることで現在、その準備を進めているところでございます。

こうした中で、今般の臨時休業に伴いまして実施できなかった学習活動を補充し、学習を補償する観点から町立小・中学校の夏季休業の短縮や1日の授業時数の追加、学校行事の精査・見直し等さまざまな面で検討を行っていくこととなります。このことから、ご質問いただいておりますような体験学習につきましては、学習計画の変更のみならず訪問先あるいは受入先のご事情も考え合わせますと、各学校からは従来の形式での実施は非常に難しい状況のものもあるとの報告を受けているところでございます。

しかしながら、この幼少期、少年期におけるさまざまな体験学習につきましては、その有用性、必要性につきましては教育委員会としても十分、認識をしているところでございまして、実施が難しい状況であっても単に中止とするのではなく何らか代替える方法について、学校とも議論を重ねてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今、ご答弁いただきました体験学習、訪問先等いろいろなかなか難しいといったところもあるとは思いますが。

具体例としまして、中学校での職場体験というのは私自身も行かせていただきまして、20年経った今でもすごく印象に残っております。こうしたものというのはぜひとも検討して欲しいものではあります。この辺はどういったお考えでしょうか。

○議長（坂口徹君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） ご質問をいただきました職場体験につきましても、受入先の事業所の状況あるいはご事情も考え合わせますと、例年と同様の形式での実施は困難な状況にあるとの報告を受けているところでございます。質問者もご自身の経験としてご紹介をいただきましたように、少年期のキャリア教育は将来を考える上でも大きな影響を及ぼしていくものと考えております。したがって、この職場体験につきましても、単なる中止とするのではなく実施時期や実施内容の変更など、何らか代替する方法を見出せるよう学校とも検討してまいりたいと考えているところでございます。

なお、この新型コロナウイルス感染症の感染状況とその影響は多方面にわたり時々刻々と変化をしていることから、その他の学習活動につきましても、逐次、見直しし検討を行っていくこととなりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。しっかりと学校現場の先生方と教育委員

会が今まで以上に連携を図り、子どもたちにとってかけがえのない体験ができるように、情勢を見ながら新たな手法の体験学習を行っていただけることをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます

続きまして、観光の今後についてということでご質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大で、4月の訪日外国人が初めて3千人を割り込み、インバウンド政策は見直しを迫られようとしています。また、旅行の本格的な再開はワクチンや治療薬が開発されてからになり、その後も旅行を控える動きが続く可能性があります。需要の長期低迷やニーズの変化への対応が不可欠だとも言われています。

そこで、コロナ禍の長期化を見据えて今後の観光産業を取り巻く状況等を斑鳩町はどのように想定されていますか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 新型コロナウイルス感染症に対する本町の観光戦略に関するご質問でございます。昨年は国際観光旅行市場規模の加速化と過剰観光が世界的な話題となったところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症はその感染拡大から世界経済に甚大な影響をもたらし、観光産業をはじめ、さまざまな分野におきまして廃業や倒産などが増えていると報道がされております。

現在、自粛の緩和や経済活動の再開が進みつつありますが、第2波、第3波が予測されるなか、本町といたしましてもその警戒を怠ることなく、商工業における事業継続を前提に地域経済の疲弊からの再生に加え、回復・成長への軌道修正を進めることは非常に大きな課題であり、必ず乗り越えていかなければならない局面であると強く認識しております。日々刻々と状況は変化する中で、新型コロナウイルス感染症の発生前後では消費者の志向や動向に大きな変化が生まれると予想され、今後、旅行先として「3密、（密集・密閉・密接）を避ける」を意識し、短期的には小さな旅行形態である県境をまたぐ移動ではなく地元の人が近場で安心安全に楽しく過ごせるスタイルが続き、中期的には県境をまたぐ広域的な国内旅行に、長期的には海外旅行に移行することが予測されています。このことから、新型コロナウイルスとの共存、また収束後の中長期的な時代を先読みし、地域経済の好循環を持続的かつ発展的に推し進めるために、今はその準備をする期間だと認識をしているところでございます。

そうしたことから、斑鳩町の魅力を再発進する場合においては、まずは新型コロナウイルス感染症対策を見据えたデジタルプロモーションの強化に努めるとともに、国内市場をターゲットとした域内消費の喚起と小さな経済循環を促進するために、収束後のタ

イミングを逃さずに斑鳩ファンの呼び戻しなどリカバリープロモーションを推進することも非常に重要ではないかと考えております。

また、奈良県では5月29日に、新型コロナウイルス感染症にかかる奈良県対処方針として、経済活動の再活性化と感染症の再拡大の防止対策を両立させた社会活動正常化、経済活動活性化への取組方針が示されたところでございます。町といたしましても、安心・安全そして快適に斑鳩観光を楽しんでいただけるよう引き続き、国や県の動向を注視することに加え、スピード感と地域経済の活性化を念頭に置いた効果的かつ持続可能な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、ご答弁いただきましたこの斑鳩町の魅力の再発進や斑鳩ファンの呼び戻しがアフターコロナを考えると非常に重要になると、私自身も考えております。

今まで観光と言えば一見さんのように交流人口に目を向けられがちでしたが、斑鳩ファン、何度も斑鳩に来られているようなリピーター客関係人口を増やしていくことに重心を置かなくてはならないと考えます。そのためにも観光産業自体と地域が一体となって取り組み、個々の観光施設や観光スポットだけの視点で顧客を捉えるのではなく、地域全体が顧客志向を持って面に対応するといった関係人口を増やす新たな視点での観光産業の実現をお願いし、私の質問を閉じさせていただきます。

続きまして、3番の質問に移らせていただきたいと思います。

避難所が開設された場合の感染症対策についてです。国は4月、新型コロナウイルスの感染拡大の中で災害が起きた場合、通常より多くの避難所を開くように都道府県などに通知されています。感染者は一般の避難所に滞在することは適当ではないとされています。また、宿泊施設業界団体には避難者を受け入れられるホテルや旅館のリスト作りも依頼されているところでございます。また、徳島県では、4月21日にサブ避難所として消防団の詰所や民間の事業所を活用する方針をまとめられたところであります。

こうした中、この時期になると風水害による避難所開設等、予測されます。このタイミングでの避難所開設に伴うリスクの軽減方法、またガイドライン等、町としての感染症対策方法をお伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 災害発生時における避難所開設時の新型コロナウイルス感染症対策方法等についてのご質問でございます。

質問者がおっしゃいましたとおり災害発生時における避難所開設時におきましては、避難所内での感染症対策を講じていくことが重要となります。そうしたなか、本町といたしましては、先日、住民の皆さまに配布させていただいた広報いかるが6月号におきまして、新型コロナウイルス感染症まん延時に避難所へ避難する場合の記事を掲載したところでございます。その内容といたしましては、マスクの着用やこまめな手洗いなど基本的な感染症対策の徹底をお願いするほか、避難所が過密状態になることを避けるため親戚や友人の家等への避難の検討や、風水害などの場合においてお住まいの場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外の場所であるなど、安全が確保できる場合は自宅における避難の検討など、避難所への避難以外の避難行動の方法につきまして、ご紹介をさせていただいたところでございます。また、避難時における携行品として非常持出品に加え、マスクやアルコール消毒液、体温計など感染症対策物品につきまして、できるだけご自身で準備いただくよう周知を行っているところでもございます。

次に、避難所における感染対策備品についてでございますが、本町におきましては平成29年度に避難所における感染症対策に係る災害用備蓄品としてマスク3万枚を既に整備しているところでございますが、本年度、新型コロナウイルス感染症対策としてさらに3万枚のマスクを追加し、手指用の消毒液を新たに整備することとしております。

また、避難所における発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保といたしまして、町の指定避難所におきましてあらかじめ専用スペースの場所の設定を行うこととしております。さらに、避難の状況に応じ、本町で備蓄している簡易間仕切りに加え、災害時における段ボール製品の調達に関する協定に基づき、段ボール製の間仕切りなどの調達を図っていくこととしております。

このように本町といたしましては、平時からの準備を進めることにより避難所における新型コロナウイルス感染症対策を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。まずは自分自身が住んでいる場所は浸水想定区域なのかどうかということを経験者一人ひとり、斑鳩町に住む我々がしっかりと自主防災意識を持つことが重要、必要であるということが認識できました。

また、そして、家族間であったり、近隣の方々、近所の方々と共助の部分ということもしっかりとこの機会に認識を高めて災害に備えていただきたいと思います。災害の状況によっては異なりますが、避難しなくてはならない方もおられます。職員の方々も感染症対策を徹底し、安全な避難所運営をしていただき開設していただけますようお願い

して、この質問を閉じさせていただきます。

続いて最後の質問になりますが、コロナウイルス感染者が出た際の個人情報の取扱いについてでございます。

今、誰しもがなるかもしれない、そういった状況の中、もし感染者が、斑鳩町では今現在、2人確認されておりますが、今後もし出た場合、感染者が確認された際の町として把握する情報と公表する情報について、また公表の方法についてお伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 感染症に関する情報につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法第16条第1項に基づき、厚生労働大臣及び都道府県知事において公表をされるものでございます。奈良県内で感染者が発生した場合、奈良県のホームページに年代、性別、居住地、職業、発症日、症状、PCR検査採取日、結果判明日、感染経路、濃厚接触者の状況、感染前後の行動歴情報等が掲載をされます。また、感染者の個人情報につきましては、感染症法第16条第2項により、個人情報保護の観点から感染者及びご家族等の個人情報が特定されることのないよう格段の注意を払う必要があることから、県から市町村への連絡はなくホームページの報道資料の情報のみというふうになっております。

町民の皆さまへの周知方法といたしましては、町のホームページに感染者が発生したことを掲載し、詳細は奈良県のホームページにて確認していただけるようにしておるところでございます。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今おっしゃっていただいたようなしっかりと個人情報、個人の特定につながらないように徹底されているということを確認いたしました。今のご回答を受けて、1点気になる点がございまして、中西町長、ご自身の後援会のフェイスブックを2年半ぶりに更新されました。その4月10日の投稿で、「患者は40代男性、濃厚接触者は家族2名です。学童や小中学校にお子さんがいるのではといううわさがあります。お子さんはいません」と投稿されています。この「お子さんはいません」という情報は、報道発表にも出ていませんし、どこからの情報でしょうか。また、なぜこのような投稿をされたのでしょうか。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 今、私のフェイスブックのほうにそういう記載をしているということでございます。

これにつきましては、一番初めに斑鳩町で初めてこういう感染された方が発生しましたという形の記載をさせていただいております。次に、お子さんはいるのではないかといううわさがあるということを出ております。これは以前から学童また小中学校において、そういうお子さんがいるのではないかというような形のうわさが多く出ておりました。そのことについては県のほうからも町に対しまして、そういう人はおられないと、いるというような報告は聞いておりませんので、そういう関係する方はおられないというこの意味で書かせていただいたものでございます。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） そうですね、今のうわさを鎮火させようということではあります。それがあれば、お子さんはいられないということではなくて、感染者を特定をするような詮索等はおやめいただくようとか、確かな情報、県から出ている情報をと、そこまですとどめておくべきではなかったのかなと思います。この、お子さんがいませんということを町長自身が発信されますと、やはり濃厚接触者が家族2名、40代となると、また範囲が狭まってしまうと思いますので、そういった点の配慮は、そういったことも考えてこの投稿をされたのでしょうか。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） そういう意味でそういう限定をするというような形のものではございません。ただ、その多く、そういううわさが出ていたものを何とか払拭しなければならないという思いからの記載でございますので、その辺はご理解していただきたいと思っております。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 今、ご回答いただきましたとおりですね、こういったことが出た場合、今後は個人情報の詮索や町に情報提供を求めることは控えていただくようとか、そういった形で住民周知をしていただきたいと思います。町長自身が発信されますと、やはりその情報というのは正確であってという住民さんも思いますので、その辺はしっかりと注意していただけてやっていただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症に関する不当な偏見、差別、いじめ等、被害に遭った方の対処方法について、お伺いたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 新型コロナウイルス感染症に関連します不当な偏見・差別・いじめ等への対応といたしまして、町ホームページでございますが、そちらにおき

まして4月13日に新型コロナウイルス感染症の発生についての記事にあわせまして、奈良県から提供された情報以上の個人情報の詮索や町への情報提供を求めることは控えていただくよう、また、不確かな情報に惑わされず、国・奈良県・斑鳩町から発信する正確な情報をもとに冷静な対応を心がけていただくようお願いをしております。

また、同じく町ホームページにおきまして、4月と5月の2回、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見・いじめ等の被害を防止する注意喚起の記事を掲載し、啓発を行っているところでございます。本町におきましては、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な偏見・差別・いじめ等の被害は現在のところ確認はされておられませんけれども、今後このような事象に関わる被害の相談がございましたら、奈良県や奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会等の関係機関と連携をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、冒頭にも申しましたが、この感染症に関しましてはもう誰しもがなる可能性があると考えております。やはり感染者になりたくてなってるわけではございませんので、そういった方々をしっかりと守っていただけるよう町としても、引き続き、努力していただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（坂口徹君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきますと思います。

まず1点目は、新型コロナウイルス対策についてということです。

前回の3月議会でもコロナ対策の質問をさせていただきましたが、その後も新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、報道によりますと全世界では5月20日の時点で感染者が500万人を超え、国内では6月2日の段階で感染者がおよそ1万7千人、コロナによってお亡くなりになられた方々は900人を超えたとのこと。今回の新型コロナウイルスによって被害を受けた全ての皆さまにお見舞いを申しあげますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申しあげます。

さて一方では、5月14日に奈良県を含む39県で緊急事態宣言が解除をされました。この間、斑鳩町では先ほどもおっしゃっておられましたが、4月に2名の方が感染を確

認をされております。しかし、その後、感染は確認されておらず、6月1日からは半日ではありますが小・中学校の登校が全面的に再開されました。こうした状況の中、諸外国に見られるようないわゆる爆発的な感染については見られず一定の収束が図られたのではないかとする、ほっとする面もありますが、しかし現在、東京や北九州などに見られるような第2波の到来とも言われるような状況もあり、引き続き、斑鳩町としても感染拡大防止対策を強化していくことが必要だと考えます。

そこで、今回はこの間、国・県・町などが行ってきたコロナ対策について、わかる範囲でということにはなりますが、被害状況の把握や支援策等の効果を検証し、今後の対策に生かしていくという角度から質問をさせていただきたいと思えます。

それでは1点目の、この間、新型コロナウイルスにより町内でどのような被害・影響が出ており、支援制度等の申請・利用状況も含め、町が把握している現在の状況と、この間の教訓について町の見解をお尋ねいたします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 本町では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、緊急事態宣言の区域が全国に拡大また延長されるなか、町民の皆さんの不安を少しでも和らげるとともに住民の生活を守るため、感染拡大防止策への支援、家計への支援、事業者への支援の3つの観点から町独自の7つの支援策を実施することとさせていただいたところでございます。これらの支援策をすみやかに実施するため、議員皆さまのご理解も賜りながら専決処分をさせていただき、順次、事業実施を進めているところでございます。

それでは、国の支援策も含めまして新型コロナウイルス感染症に関する本町の全体的な取り組みの状況について申し上げます。

はじめに、中小企業者事業継続支援金であります。本支援金は、事業活動に影響を受けてセーフティーネット保証4号・5号または危機関連保証の保証制度を利用して金融機関から融資を受けた町内中小事業者に対し、家賃等の固定費や運転資金など事業の継続に幅広く活用いただける支援金10万円を支給するものでございます。5月18日から申請受付を開始し、5月末現在で31件の受付を行っています。また、支援金の交付の条件となる各保証制度の認定状況につきましては、5月末までにセーフティーネット4号が45事業所、5号が16事業所、危機関連保証が100事業所で延べ件数で合計161事業所、実事業所数では136事業所について認定を行っています。なお、申請時における直近1か月の売上高は前年同月比で平均43.8パーセントの減少、その後、2か月間を含む3か月間では前年同月比で40.1パーセントの減少となっています。

次に、次亜塩素酸ナトリウム溶液の提供であります。5月18日から配布を開始し、5月末までに延べ111人、配布量は251リットルとなっています。

次に、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金であります。本町では、5月1日からオンライン申請、5月18日から郵送申請の受付を開始し、5月末までに給付済みの金額ベースで給付率は71パーセントとなっています。

また、町税や保険料などの納付が困難となった場合の納付相談の受付につきましては、町ホームページでご案内するとともに、窓口や電話等でご相談があった場合には個々の状況等を十分にお伺いしながら丁寧な対応に努めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症は私たちの生活に大きな影響を及ぼし、地域経済に甚大な影響をもたらしております。その回復にはまだまだ時間を要するものと考えており、引き続きの支援の必要についても認識しているところでございます。

町の支援策につきましては既に実施したもの、現在、実施中のもの、これから実施していくものがございますが、引き続き、これら支援策の検証とニーズの把握に努めながら、国の二次補正予算案で示された支援策も参考に、必要なところに必要な支援が届くよう、実効性のある求められる支援策を適正に実施していくことを基本とし、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） まだ申請についても受付をしている段階のものであるとか、まだマスク等についてはこれから発送されるというものであって、全て終わったわけではないので完全に検証というところまではいきませんが、今、お聞かせいただく中でも、特に事業所さん、申請件数もさることながらやはり40パーセント以上、前年比で売上げが落ちているというような申請状況、申請というかそういう内容については非常に驚きましたし、やはりこうしたところについては引き続き、手厚い支援を行って経済的な回復についても町としてイニシアティブを取って、行っていただきたいと思いますというふうに思います。

そしたら2点目のほうに移りますけども、2点目は主に今後の対策についてお尋ねしたいと思います。まず、先に具体的に挙げている点についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど、部長のほうからもありましたが、町のほうでは5月8日に新型コロナウイルス感染症に対する斑鳩町独自の支援策を発表し、随時、実施をされている状況です。この支援策については町民の皆さんからも高評価の声をお聞きしています。そして、その中で、水道料金の基本料金についてコロナ対策として一定、減免の考え方を示されてい

ます。また、既に4月30日付で専決処分されていますが、介護保険料や事業者に対する固定資産税、都市計画税についても一定、減免するとの考え方が示されました。

では、それ以外の分についてはどうなのでしょう。この間、町税等について納付猶予を設けるなどという対応は行っておられるかと思いますが、それでもいずれは払わなければなりません。コロナの被害によって収入が大きく減少した方などは担税能力が低下してしまい税を納めることができない状態に陥っている方も多くおられるかと思いません。そうした方々には、公租公課の本来の考え方である負担能力に応じた負担を求めるため、軽減や減免するといった対応が必要になるかと思いません。もちろん所得税や消費税など国税については町独自で対応できませんので、国のほうに声を上げていただきたいというふうに思いますが、町の裁量でできる範囲としては今回のコロナ対策として減免の考え方が示されていないものでは、町税、国保税、町営住宅の家賃等がそれに当たると思いません。私のほうでもまだ十分に調べ切れていませんので、ほかにも町の裁量でできるものがあれば教えていただきたいというふうに思いますが、今回はまずこの3点について、減免等の対応について町の見解をお尋ねしたいと思いません。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） まず初めに、私のほうから町税に関する考え、対応について、ご答弁をさせていただきます。

ご質問者も述べておられましたとおり、新型コロナウイルス感染症に伴い地方税法の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症に関する地方税の徴収猶予、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が制度化されたところでございます。この特例に基づき、5月末時点で5件の申請がございました。また、事業収入が減少している中小事業者等の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の令和3年度の固定資産税等を軽減する措置が設けられたところでもございます。これら制度につきましてご相談があった場合には、丁寧な対応に努めますとともに、新型コロナウイルス感染症を受けた方に対する町民税の対応につきましても、納付が困難な方からご相談等があった場合には、個々にご相談させていただく中で、その適用を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 私のほうからは国民健康保険税の関係につきまして、答弁をさせていただきます。

国民健康保険税につきましては、去る4月30日に成立いたしました国の令和2年度

補正予算で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行う市町村等に対して財政支援を行うということとされております。これを受けまして本町におきましては、国民健康保険税条例の減免に関する規定を適用することとし、その取扱いを定めた国民健康保険税減免取扱要綱の改正を行ったところでございます。現在、減免申請の受付や審査・決定等に係る具体的な事務手順を取りまとめているところでございますことから、これらが決まりましたら、広報周知につきましては町ホームページに掲載をいたしますとともに、7月に送付いたします令和2年度国民健康保険税当初課税通知にお知らせ文を同封することを考えているところでございます。また、奈良県後期高齢者医療広域連合におきましても同様に保険料の減免を行うということとされております。

○議長（坂口徹君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは私のほうから町営住宅の家賃に関する減免及び徴収猶予についての答弁をさせていただきます。

国より本年3月23日に、新型コロナウイルス感染防止等に関する公営住宅等入居者の家賃滞納等への対応として事務通知が発出されております。その通知では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い収入が減少し、家賃が支払えない入居者に対して、家賃減免等の負担軽減など適切に対応することとされております。本町では、町営住宅条例の家賃の減免または徴収猶予に関する規定を適用し、その扱いを定めました基準の運用により、該当する入居者に対して減免または徴収猶予を講じてまいります。また、あわせて奈良県における住居確保給付金制度につきましても、新型コロナウイルス感染症の対応として支援制度が拡充されております。現在、町営住宅にお住まいの方から新型コロナウイルス感染症に関して相談や問い合わせ等はございませんが、今後、家賃決定等の事務手続きの際に、新型コロナウイルス感染症に関する影響の確認をさせていただき対応してまいりたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、3点についてそれぞれ部長から答弁いただきましたが、答弁をお聞きしますと3点とも形は違うかもしれませんが、きちっと減免対応していくという答弁であったというふうに理解をいたします。

そうしましたら今後やはりそうした状況の方々が増えてくる、相談等も増えてくると思いますので、適宜適切に対応していただきますようお願いをしておきます。

それと、この質問の中で具体的に3点、先にお聞きしましたが、総括的にやはり今後

の対応について、町が行ってきたこれまでの支援策、先ほども申しあげましたが、の検証とあわせて、今後の対策、支援策についてはどういった形で行っていかうと考えているのか。こちらにつきましては町の姿勢も含めて、町長のほうからきちんと見解を示していただきたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 議員からは今後の対応についてということでございます。

5月25日に全国の緊急事態宣言が解除されましたが、第2波への警戒が強まるなか、引き続き、感染症対策に取り組むとともに、その先に訪れる感染拡大の収束から地域経済の回復に向けた中長期的な対策についても早めの準備に着手できるよう進めているところでございます。新型コロナウイルス感染症は地域経済にも甚大な影響をもたらし、その回復にはまだまだ時間を要するものでございます。感染拡大を阻止・防止し、新しい生活様式を取り入れながらですね、健康で文化的な生活を取り戻すとともに落ち込んだ地域経済への回復に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

町といたしましても、この地方創生臨時交付金や県の支援施策等の活用また財政調整基金の活用も行いながらですね、引き続き必要な施策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。それにあたりましては、現在、現状を的確に把握しつつ住民や事業者の方々の声もしっかりと耳を傾け、きめ細かいニーズの把握に努めるとともに、関係機関との連携・協力さらには今後の状況等もしっかりと見据えながら、柔軟な対応で必要などころに必要な支援が届くようスピード感を持って展開をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、この件につきましては、職員の中からもいろいろなアイデア等も上げてきていただいているところでございます。これからも職員が一丸となって町民の皆さまとともに力を合わせこの難局を乗り越えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この間、職員の皆さんも非常にご苦労いただき、適宜、適切に対応していただいていると思います。私のほうでも、町民の皆さんから、こんなことで困っているというような声をお聞きして、そのつど、担当課なりにお伝えはしていますが、町のほうも町民さんから相談があればいいんですけども、声を発せられないで困っている方もおられると思いますので、やはり町内でどういった被害があるのかというのを積極的に町のほうから情報収集していくという姿勢が必要だというふうに思い

ますので、その点もあわせてお願いをしておきたいと思います。

そうしましたら、1点目につきましては以上で終わります。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目につきましては、事業系ごみの処理についてということですが、先日、町内の事業者の方と話をする機会があったのですが、そこで、事業系ごみ処理に関する疑問と不満の声をお聞きしました。今年の4月から事業系ごみ運搬業者の登録制度がスタートしましたが、それに伴い事業系ごみについても分別を徹底するということが、町内の事業所にも案内をされているかと思います。それ自体は別に悪いことではないのですが、それを受けて、その事業者の方もこれまで分けていなかった、その他プラスチックなどを分別して町の袋に入れて運搬業者に持って行ってもらったが、町からは受け取れないということで返された。「きちんと分別に協力して町の指定袋に入れて出したのに、なぜ町は受け取ってくれないのか」というふうにおっしゃっておられました。私も、その声をお聞きして、おかしいなと思ひまして、事業系ごみについては私自身よくわかっていなかったもので、担当課のほうに聞きに行ったところ、事業系ごみの袋というのは可燃ごみのみの袋であって資源物や不燃ごみなどの袋はなく、可燃ごみ以外のごみについては基本的に事業者さんのほうで処理をしていただくというのを原則にしている、ということでした。事業系のごみについても分別を進めていくことは非常に大切なことですし、私自身も町に対して、もっと分別を進めていただくように推進するよう質問もさせていただいてきましたので、分別を徹底するという町の方針自体は間違っていないと思います。ただ、この町の方針が事業者の皆さんにきちんと伝わっているのかという点で、今回、お話を聞く中で疑問を感じましたので、今後のことも考えまして早い段階で議論をしておきたいというふうに思ひまして、今回、質問に上げさせていただきました。

では、まず1点目ですが、4月からの事業系ごみ運搬業者登録制度スタートに伴う町内事業所でごみの処理方法について、冒頭で申しあげましたように事業者さんの中で混乱が起り、不満の声が出ているというふうに思ひますが、町はそうした状況について把握をされているのでしょうか、町の見解をお尋ねします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 町内の事業者から排出をされまず一般廃棄物の収集運搬許可制度を導入するにあたりまして、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例施行規則第11条に基づく事業系一般廃棄物搬入登録事業所に対しまして、令和元年7月31日付で事業系一般廃棄物処理業許可制度の周知にあわせまして、町の

施設に搬入できる事業系一般廃棄物や搬入できない産業廃棄物、また事業者の責務や生ごみ、紙類のリサイクルへの協力に関してのチラシを送付し周知を図ったところでございます。また、令和元年広報いかるがお知らせ版10月号及び令和2年広報いかるが1月号、また、令和元年12月には事業系一般廃棄物収集運搬許可業者の周知の際、また令和2年3月には令和2年度の事業系一般廃棄物搬入登録申請にあたりまして、再度、事業活動に伴って生じる廃棄物の適正処理を図るため、記事掲載や文書通知を行ったところでございます。これらの事前周知によりまして、町内の事業者から質問や相談などもございましたが、個別に事業所訪問を行うなどし、説明をさせていただいたところ、ご理解をいただき適正な処理に対応をしていただいているところでございまして、質問者がおっしゃられる混乱などについては承知をしておりません。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 7月31日とおっしゃいましたかね。7月の時点から特に書類を送付してチラシなども作って、この方針について事業所に案内をしてきたというふうに部長おっしゃいました。事業所のほうから問い合わせがあった場合、相談等があった場合については、訪問するなどして町のほうも説明されているかと思いますが、私がこの声を聞いたのはちょうどゴールデンウィークですね、5月の頭頃やったと思うんです。だから制度がスタートして以降、町に直接、声を上げてくれはる事業者さんはいいと思うんですけども、そうでない方でやはりこういう思いを持っておられる方がいるんだなあということで、ちょっと、あれ、と思いましたけども。分別を徹底しようということについては伝わっているのかなあというふうに思いますが、事業系のごみの出し方、処理の方法等について、4月まではどういう状況であって、4月以降でこれまでの状況からどう変わったのかという点について、お尋ねしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 事業系ごみの取り扱いということでございますけれども、今般、この4月1日からこの一般廃棄物の収集運搬許可制度の導入をすることについて、何ら変わってはおりません。この事業系ごみ処理の関係につきましては、まず事業活動に伴って生じるごみで、法令で定められているものが産業廃棄物、産業廃棄物以外の廃棄物は事業系一般廃棄物に区分をされ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」というふうにされているところでございます。また、同法第6条の2では、市町村の処理等としてその区域内における事業系も含む一般廃棄物の収集運搬及

び処分の責務を明記されているところから、町といたしましては事業系一般廃棄物の処理を家庭系廃棄物の処理に影響がない範囲において処理を行っているというところについては全然変わっておりません。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その事業所の方が誤解をされているのかもしれませんが、仕分けをして持っていったら受け取ってもらえなくなったというふうに認識をされているかのようなおっしゃりをされていたんですが、今、その処理の方法については変わっていないということなので、その辺についても誤解のないように私のほうからもお話をさせていただきます。最初の答弁の中で、文書の送付、チラシの配布等で対応されてきて、運搬業者の方にはいろいろお話をされているかと思いますが、やはり町内の事業所に直接、そういった訪問等をしていただいて、順次、やはり制度の趣旨について理解をいただく必要があるのかなというふうに思います。今の状況ですと、コロナの対応で手がいっぱいなかなか事業所等を訪問することは難しいと思いますが、以前、町がごみ袋を有料化するといった際でありますとか、生ごみの分別をするといった際にも、それぞれの自治会等を町から担当課のほうで訪問していただいて、井戸端会議という形で事前にやはり制度の趣旨を説明していただいて理解を得る中でいろいろ協力も広がってきているというふうに思いますので、そうした形がやっぱり今回についても必要ではないかなというふうに私は感じています。では、部長のほうで今、答弁もしていただきましたが、事業系ごみの処理のあり方について、先ほど、答弁していただいた以外で答弁がございましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 個別の事業所への、まず説明についてでございますけれども、これにつきましてはお問い合わせ等ありました場合については個別にもうすでにそれぞれの事業所に説明をさせていただいてご理解をいただいております。それと、今、分別してなぜ受け取れないかというお話もありますけれども、本来、斑鳩町のほうでお受けできるものについては事業系の一般廃棄物、いわゆる可燃ごみの関係でございますので、それ以外につきましては産業廃棄物ということで事業者さんのほうに当然、処理していただく責務がございますので、それについては当然、うちとしてはお引き取りはできないということの説明をさせていただいております。それと、今おっしゃっております、もしよろしかったら、事業所様のほうに直接またお伺いもさせていただきますので、またそういった情報提供いただければというふうに思います。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町のほうとして3点目の質問にもありますが、その事業所に対する対応の姿勢、今、部長のほうで、相談いただければきちっと対応させていただきますということでしたが、分別につきましてももちろん協力はしていただいている状況はあるんですが、分別し切れないものもあると。例えば、ビニールごみで油がついていてそれを全て洗って出そうと思うと、もう一人、人を雇って作業をしてもらう必要があることから経費的にもそこまでできない、というような声もあって、そうした場合にじゃあ、そのごみの処分についてはどうしたらいいのか、というような声もあるんです。

やはり町内で事業をされている方々がきちっと継続して事業をしていただけるように、町のほうとしてもできる限り対応もしていただきたいなというふうに思いますが、3点目の質問につきまして、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） まず、町としての考え方も含めてご説明をさせていただきます。このごみの減量化及び資源化を促進する上で、分別の徹底や適正な処理が重要なことというふうに考えておりました、年々、増加傾向がございます事業系のごみの減量化、資源化により一層促進するためには事業者の皆さまにも説明等をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。その中で、事業者の方からご相談等がございましたら、その内容に応じまして適切に対応し、町としても必要な情報提供等のご協力はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 現段階で町の対応が悪いというようなことはありません。部長おっしゃっていただいているように丁寧に対応はされてきているというふうに思いますが、まだまだやっぱり町の方針としては町内の事業所さんにしっかり伝わっていないという点がございましたので、今回こうした形で質問をさせていただきました。

答弁いただいた姿勢については、それで間違っていないというふうに思いますので、やはり今後、コロナのことでいろいろ大変であるかとは思いますが、こうした状況についても町としてご認識いただいて、今後やはりきちっと事業系ごみについても分別にご協力いただけるよう、また、町内の事業者さんがきちっと事業活動を継続していただけるような形で町としても丁寧に対応していただけていますようお願い申しあげまして、私の一般質問は以上で、終わらせていただきます。

○議長（坂口徹君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

ここで、10時10分まで休憩いたします。

(午前 9時56分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○議長（坂口徹君） 再開します。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。私の質問は1点でございます。先ほどの質問者の質問と重なる部分もあると思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

感染症対策必要時の災害避難所の対応についてをお伺いしたいと思います。町では、これまでも避難所の設営や維持運営についてご尽力いただき、住民の声、要望を生かす取り組みを進めてこられました。議会での一般質問や要望等に応じて、避難所早期開所や移動の支援、備蓄品の充実も行われてまいりました。何よりも町職員の方々の昼夜を問わずの対応に一町民として心より感謝を申し上げます。

しかし、今、新型コロナウイルス感染防止の観点から、これまでの避難所の設営・運営が問題視されています。手洗いや消毒、マスクの着用等の基本的な避難者サイドのルールだけでなく避難所の受け入れ人数、1人当たりの面積、また換気や行動規制と大きく見直さなければならないのが現状ではないでしょうか。異常気象が続き、これから迎える梅雨や頻発している地震と住民の不安は増大をしております。新型コロナウイルス感染予防の対策がとられているなかで、すでに避難所を開所した事例もございます。

国や県の指針について、まずお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（坂口徹君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 避難所における新型コロナウイルス感染症にかかる国・県などの指針についてのご質問でございます。

国におきましては、本年4月1日付で地方自治法の規定に基づく技術的助言として「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」という表題の通知が、また、本年4月7日付で、4月1日付の通知内容の留意事項を取りまとめた「避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について」という表題の事務連絡通知が発出されております。これらの通知の内容といたしましては、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として可能な限り多くの避難所の開設を行うこと。親戚や友人の家等への避難の検討を行うこと。手洗い、咳エチケット等の基本的な対策を徹底す

ること。発熱・咳等の症状が出た者のための専用のスペースを確保することなどの対応を求める内容となっております。以上でございます。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。今の具体的に挙げていただいた中には、接近した場所かどうか、人口密度というんですか、そういったところについてもどこかでは触れておられるんだと思いますけれども、その点についても対策を立てなければならないということだと思います。既に、もう災害が発生して、それで避難所を開所したという市町村がいくつかございます。また、それが報道もされています。また、先日には大阪府が会見をし、この避難所についてのガイドラインを示されました。その中でも、避難所の実施主体は市町村であると述べられています。新型コロナウイルス感染、これについては全国が被災地でございます。奈良県はこの斑鳩町も含めまして大阪府に隣接をしております、斑鳩町の町民の多くが大阪府に密着生活をしている状況です。市町村任せではなく、国や県がしっかりと財政面を含めまして支援をしなければなりません。斑鳩町がこれからいつ災害が起こるかわからない状況で、具体的な対応策をどのように計画されているのか、また、その進展についてお尋ねいたします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） はじめに、本町における災害発生時における避難所開設時の新型コロナウイルス感染症対策方法等についてでございます。

先ほどの小城議員への答弁の繰り返しとなりますが、マスクの着用やこまめな手洗いなど基本的な感染症対策の徹底をお願いするほか、避難所が過密状態となることを避けるため、親戚や友人の家等への避難の検討、風水害などの場合においてお住まいの場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外の場所であるなど安全が確保できる場合は、自宅における避難の検討など避難所への避難以外の避難行動につきまして、広報いかるが6月号において、新型コロナウイルス感染症蔓延時に避難所へ避難する場合の記事を掲載させていただいたところでございます。また、併せまして、避難時における携行品として非常持出品に加え、マスクやアルコール消毒液、体温計など感染症対策物品につきまして、できるだけご自身で準備いただくよう周知を行っております。

次に、避難所における感染症対策備品についてでございます。本町におきましては、平成29年度に避難所における感染症対策にかかる災害用備蓄品としてマスク3万枚をすでに整備しているところでございますが、本年度、新型コロナウイルス感染症対策としてさらに3万枚のマスクを追加し、手指用の消毒液を新たに整備することとしており

ます。また、避難所における発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保といたしまして、町の指定避難所におきましてあらかじめ専用スペースの場所の設定を行うこととしております。さらに、避難の状況に応じ、本町で備蓄している簡易間仕切りに加え、災害時における段ボール製品の調達に関する協定に基づき、段ボール製の間仕切りなどの調達を図っていくこととしております。

このように町といたしましては、平時からの準備を進めることにより避難所における新型コロナウイルスに対する対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、他市町村におきましても、国の通知に基づき避難所開設時の新型コロナウイルス感染対策に取り組んでおられるものと考えておりまして、先進的な取り組み等につきましても注視しながら対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。今まで斑鳩町で避難所を開所して、ここに避難をされてきた方々の人数からして、準備している避難所が満杯になったという経験は多分ないだろうと私は思っています。そうですね。ですが、今は国民の目というか、町民、住民の皆さんの目が新型コロナウイルスのことにすごく特化して、そのことには大変目がいっています。しかし、この近畿、奈良県、斑鳩町も含めまして大きな災害であります地震、南海トラフの地震がいつ起こるかわからない、これは決まってないことです、もちろんわかりませんが、しかし、そのことについては準備をしておかなければならないというのが大きな流れではないでしょうか。で、先ほど、言いましたように斑鳩町では満杯になった経験がないから今、こうやって議員も席を離したりとか傍聴席も3人に1人の分というように間を取ってますけども、その避難所というのをそういうふうに広げたとしても、十分今の避難所で大丈夫というふうに思われているのではないかと思います。しかし、先ほど言いましたように、大きな地震があれば、お友達の家も避難しなければならないとか、また、遠くの親戚にはなかなか行けない。どうしても避難所に行かなければならない、避難しなければならないという状況は十分考えられます、想定されるものでございます。そういったときに対しても避難する人が本当に規制をして、人数を規制をすると満杯になってしまう。そういうところまでしっかりと想定して対策を考えていていただきたいとひとつは思います。

先ほどの大阪府の指針の中には、感染防止策を含めて避難所運営等の研修をすすめるという趣旨の報告がありました。町職員やまた支援のスタッフ等だけでなく、広く住民

に対してもこういった研修内容、拡大をしていかれる、そういった対策を私としては要望をいたします。住民の方が今持っている不安であるとか、先が見えないための判断のできない、そういったことをしっかりとわかっていただくために、こういったことについてもぜひとも広めていっていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染については全世界を恐怖に落とし込んでいます。ワクチン等の開発や医療体制、経済支援、国の枠を超えた連携が必要ではないでしょうか。それには世界の平和が最優先です。そのためには健康、健全な国づくりが必要でございます。今回の質問は、避難所の運営についてお聞きいたしました。新型コロナウイルス対策全般については莫大な経費がかかります。国・県も本腰を入れて住民、国民を守るため、また経済の復興を図るためにはそれこそ軍事費を削減をする、不急不要な開発には見直しを、そして、大企業の優先に歯止めをかけるそういった姿勢への変換が、町民、県民、国民そして地球人この未来への第一歩だと私は強く思っています。国と議会が力を合わせて、この窮地を克服していくために頑張りたいと思います。今後ともよろしくお願いを申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、溝部議員の一般質問をお受けいたします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初ですが、新型コロナウイルス感染拡大におきまして、斑鳩町独自の支援策を実施され、町民の方から喜びのお声もおうかがいしています。その中で、子育て世帯支援給付金についてお伺いいたします。この施策は、所得限度額以上と判定された特例給付は対象外となっておりますが、コロナウイルスの影響で令和2年度の収入が減少している世帯があると考えられます。緊急事態においては国の方針とは別に格差のない給付を行い、子どもたちの生活の支援を考えていただきたいと思います。

そこで、まずは担当課のお考えをお伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 今回、国において制度化をされました子育て世帯への臨時特別給付金は小学校等の臨時休業等による新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みのひとつとして、低所得者層に限定せずに中間所得層も含め児童手当受給世帯に臨時・特別の一時金を支給するという趣旨で実施されたもので

ございまして、児童手当の特例給付受給者は対象外というふうになっております。

質問者が述べられております子育て世帯生活支援給付金につきましては、町独自の支援として実施するものではございますけれども、国制度分への上乗せとして給付するものでございまして、対象者は国制度と同様としております。

また、格差のない給付といたしましては、既に全世帯を対象といたしました支援として国においてひとりあたり10万円の特別定額給付金が支給されておりますことから、町の独自支援策につきましては限られた財源の中でより重点的に支援が必要であると考えられる児童扶養手当受給世帯を対象として、ひとり親世帯生活支援給付金の給付を実施させていただくものでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） この特例給付は前年度もしくは前々年度の所得が対象となって決定しています。今年度、コロナウイルスの影響で収入の減少やパートを辞めないといけないという現状もお伺いする中で、特例給付者においてもコロナの影響で収入が減少していないとは言い切れないのではないのでしょうか。また、休校になり生活費がかかり、今現在、困っているのは皆一緒だと思います。財源に限りはございますが、国制度と同様の方針ではなく、国の方針は大切ですが、困っている町民をみて施策を展開していただきたいと思います。国が斑鳩町民の実態をわかるはずがなく、だからこそ斑鳩町の独自の施策においてこの緊急事態にこそ、より一層、子どもたちの生活を守っていただきたいと考えますが、町長のお考えについてお伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 特例給付金の関係でございまして、先ほど、加藤部長のほうから答弁がございました、そのとおりでございます。ただ、今後、町としてこの支援策等について今、職員等もいろいろ考えながら事業の展開に向けて考えてくれております。そして、町といたしましても、この国の第二次補正予算案で示されました支援策等を参考にいたしまして、必要なところ支援が届くようにいろいろ総合的な観点から検討しながら考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ご答弁ありがとうございます。限りある財源を困っている町民のために施策を展開していただくよう要望し、次の質問に移ります。

次は、避難所におけるコロナ対策についてお伺いいたします。

こちらは先ほど、同僚議員が質問された内容と重複いたしますので、私からは割愛させていただきますが、その中で、補足として質問させていただきます。

町指定避難所におきまして、あらかじめ専用スペースの場所設定を行うというご答弁ですが、例えば、これまで避難者数が多い中央公民館では、具体的にどの場所を避難スペースとして設定されていますか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 中央公民館における発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースにつきましてのご質問でございます。中央公民館では、一般の避難者の方は1階の大ホールを、そして発熱・咳等の症状がある方につきましては、2階の視聴覚室を避難スペースとして設定しているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 症状のある方への専用スペースの確保の一例について、ご答弁いただきました。妊婦の方や2歳未満の小さなお子様は、感染した場合に重症化する可能性もあるといわれておりますが、こちらの確保もお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 妊婦の方の専用スペースについてのご質問でございます。

本町の指定避難所20か所におきましては消防コミュニティセンターなど部屋が区画された専用スペースの確保が難しい施設もあり、発熱・咳等の症状がある方の専用スペースに加えまして、部屋を別として妊婦の方の専用スペースを設けることにつきましては、一様に行うことは難しい状況ではございますが、避難者数の状況も見ながら高齢者の方や基礎疾患をお持ちの方など感染により重症化しやすい方への対応も含めまして、一般の方のスペースに専用の区画を設けるなど可能な限りの対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。本年3月に北海道での道独自の緊急事態宣言下、大雨での避難指示の際、本来では500名の収容施設が密集を避けるために区切ったところ200名を超えたところで満杯になったということもあり、避難所内の区割りについてもより具体的に事前にしっかりと準備いただきたいと思います。

2017年の斑鳩町での台風では、斑鳩町中央公民館へ避難される方が多くおられ混乱を招いた過去がございます。少ないスタッフでは運営・物資の提供まで人手が足りな

いこともあるので、初めからボランティアを確保していくことを想定したマニュアルも必要なのではないのでしょうか。先ほども申しあげましたが、国や県の防災マニュアル、避難所運営マニュアルの方針だけではなく、町の実態に即した避難所運営マニュアルの作成をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、マイナンバーカードの普及についてお伺いいたします。

制度開始から5年目、これまで関連費用の総額は4,860億円にも上りますが、マイナンバーカード普及率は国で約16パーセントにとどまっています。国は今年秋にはマイナンバーによる消費活性化策マイナポイントを開始し、2021年3月からは健康保険証に利用して、2023年3月末にはほとんどの住民が保有という目標を掲げています。今回の新型コロナウイルスの感染拡大でマイナンバーを国民の暮らしを守る社会インフラにしようという気運も高まったのではないのでしょうか。しかし、現実には行政の情報連携、民間の利用は進んでおらず、自治体の負担も重いなどの課題が浮き彫りになりました。このような背景、状況下における斑鳩町の交付円滑化計画について、お尋ねいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） マイナンバーカードの交付円滑化計画でございますけれども、これにつきましては質問者も述べられてますとおり、令和5年3月末までにほとんどの住民の方がマイナンバーカードを保有していることを前提として、国の全体スケジュールに沿って交付枚数の想定や交付体制の整備体制等を考慮して作成するという事になっております。

この計画策定の前提といたしましては、令和2年7月以降にマイナンバーカードを活用した消費活性化策が実施されること、令和3年3月にマイナンバーカードの健康保険証利用が開始され、約6割の医療機関でマイナンバーカードの利用環境整備が見込まれること、令和4年3月末に約9割の医療機関で利用環境整備が見込まれることというふうになっております。斑鳩町におきましても、この全体スケジュールに沿って作成をし、令和2年7月末は7,975枚、令和3年3月末1万3,415枚、令和4年3月末は2万29枚、最終令和5年3月末にはほとんどの住民の方がマイナンバーカードを保有するとし、マイナンバーカード交付円滑化計画の策定を行っております。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。令和5年3月末にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有しているという目標ではありますが、今後の斑鳩町での普及

につきまして交付率アップのための取り組みを教えてください。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 斑鳩町のマイナンバーカードの普及に向けての取り組みについてでございますけれども、まず、平日に仕事等で役場に来ていただくことができない方のためにマイナンバーカードの休日交付を月1回行っていることや、町ホームページや広報紙でマイナンバーカードの申請についてご案内をさせていただいております。

また、今年度よりマイナンバーカード交付数の増加、電子証明書の更新作業など多くのマイナンバーの手続きが見込まれますことから、体制整備のため臨時職員を1名増員をいたしますとともに、新たな取り組みといたしまして役場住民課窓口での顔写真の撮影を含めたタブレット端末による申請補助サービスを行う予定となっております。このサービスにつきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の影響のため端末操作等で住民の方とのソーシャルディスタンスを十分に取ることができない状況でありますことから、新型コロナウイルス感染症が収束次第、町ホームページや広報紙で周知をさせていただいて、また広く住民の方にご利用いただく予定となっております。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） マイナンバー交付率上位の自治体が共通して行っているサービスが、顔写真撮影を含むタブレット端末による申請補助サービスを行うということで、素晴らしいサービスであると思っておりますので、今後また周知をよろしく願いいたします。また、このマイナンバーカードを活用し、選挙の投票入場受付や災害時の避難所の入退所受付にも利用している自治体もあるということでございます。2004年の新潟中越地震と7.13災害の際、市民の手書きによる避難登録は約3割が記載不備などで住民基本台帳データと合致せず、安否確認や避難照会に手間取った経緯もあったようですが、2016年からはマイナンバーカード1枚で避難世帯全員を瞬時に受付できるようにするなど、うまく活用されているとのことでした。

そして、今年9月から令和3年3月までの7か月間、マイナンバーカードとキャッシュレス決済の普及のため、マイナポイントが約4,000億の税金を投入し導入されます。こちらはマイナンバーカードと連携したキャッシュレスで前払いすると国費で25パーセント、最大5,000円のポイントを上乘せするというシステムです。こちらの情報の周知もぜひ、お願いいたします。マイナポイントや来春からの健康保険証利用に向けて予想される申請、問い合わせにも備えていただくとともに、マイナンバーカードの普及を図っていただきたくお願いいたしまして、一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

8日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午前10時39分 散会）